

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號六第

卷五十二第

行發日一月二十年二和昭

## 論叢

社會黨の農民獲得運動 . . . . . 法學博士 河田 嗣郎

租 稅 道 義 . . . . . 法學博士 神 戶 正雄

徳川時代に於ける長崎の支那貿易 . . . . . 文學博士 矢 野 仁一

スミス「富國民論」の基礎的考察 . . . . . 法學士 石 川 興二

文化現象の凝集作用 . . . . . 法學士 恒 藤 恭

## 說苑

我が國の地方費國庫補助制度 . . . . . 經濟學士 中川與之助

## 雜錄

大名領地について . . . . . 經濟學博士 本庄榮治郎

獨逸の租稅收入 . . . . . 經濟學博士 沙見 三郎

聚落に關する三新著 . . . . . 經濟學士 黑 正 巖

## 法 令

銀行法施行期日ノ件・銀行法ニ依ル地域指定ノ件・銀行法ニ依ル銀行ノ特例ニ關スル件・銀行法ニ依ル人口一萬未満ノ地ヲ定ムルノ件・銀行法施行細則

## 附 錄

本誌第二十五卷總目錄

## 說苑

# 我が國の地方費國庫補助制度

中川與之助

### 第一、はしがき

中央財政と地方財政との關係、就中、その收入の配分を如何にすべきかは、一國の財政體系上極めて重要なことに屬し、近時、外國に於ても所謂 *Finanzausgleich* の問題として論せらるゝに至つたが、我が國に於ても亦かの地租委讓論に關聯して、この問題が財政上特に注意を惹くに至つた。然らばこの問題は理論上如何に解決すべきものであるか？、吾人はこれらの問題を解決せんがためには、先づ以て我が國の中央と地方の財政間に、收入が如何様に配分せられてゐるかといふ事實を知ることが必要とする。何故なれば歴史的な社會的な現象を對象とする學問にありては、常に正しき理論の基礎附けは、現實の正しき解剖批判からなさるべきものであると信ずるが故に。

翻つて我が國の中央と地方との財政關係を觀るに、それは極めて廣汎に亘り、且つその關係は

密接不離にして、政治上、地方自治を標榜すると雖も、財政上、地方が中央より獨立せるに非ず、却て地方が中央に隸屬してゐるといつても差支なく、地方税の設定に就ても、地方債の起債に就ても、その他、地方財務の各般に亘りて、中央の制肘支配を受けぬ範圍は殆どない。この點は、かの地方が中央の束縛をうくること少く、「地方自治の無政府狀態」(The Anarchy of Local autonomy)にあるといはるゝアメリカなど、異り、我が國の政治には中央集權の特色強く、地方行政に於ても、歐大陸諸國の如く、「官僚制度」(Bureaucratic System)の類型に屬すべきものであらう。中央と地方との財政上かくの如き密接不離なる關係を、一一茲に網羅することは小論文のなしえざる所なるが故に、中央と地方との收入の配分に就きて、特に直接的なる契機をなしてゐる地方費國庫補助制度に就いて述べてみやうと思ふ。

## 第二、地方費國庫補助金の意義と名稱

地方費國庫補助金とは、地方費即ち地方政府の經費に對する國庫即ち中央財政の補助金を指すのである。言ふ迄もなく國庫によりて負擔せらるゝ地方費の全部又は一部が、中央費となるわけである。抑も行政組織上の上級團體が下級團體の政黨に對して補助をなすは、獨り右の如く國家と地方團體との間にのみ行はれるのではない。道・府・縣が市町村に對して與ふる所謂道・府・縣補助金なるものがある。又、國家の補助金を與ふるは獨り公共團體に對する場合のみに非ず、私人若くは私的團體に對して之をなす場合もある。されば、地方費國庫補助金は、國家の與ふる補助の一種であり、又、上級團體が下級團體に對してなす補助の一種であるといひうる。たゞ、國家は

最高の統制機關であり、且つ上級團體なるが故に、夫の與ふる補助金は地方財政の全體系に重大なる關係を有するのである。

地方費國庫補助金はかくの如く國家が地方政費を補助せんが爲に與ふるものであるが、之を與ふる目的が、主として地方負擔を軽減せんとするにあるものもあり、又それよりも寧ろ地方政府の施設事業の助長發達を主目的とするものもあつて、必ずしも一樣でないが、從來、國庫收入の一部が地方政府のために分ち與へらるゝ形式上の性質を把握して、等しく之を補助金として取扱つてゐる。

地方費國庫補助金を上の如く廣義に解すれば、地方費が國庫の補助を受くる場合は決して二三に止らず、その個々の場合に附せられてゐる名稱も必ずしも一定してゐない。所謂「補助金」とよばれるものゝ外に、「交付金」、「下渡金」、「助成金」（又は「費」）などがあり、又、「補助金」、「獎勵金（又は費）」とよばれてゐる場合もある。例之、國家が市町村をして國稅を徵收せしめたる經費の代償として一定率の金額を市町村に支給する場合には、「國稅徵收交付金」とよび、又、市町村の義務教育費に對する國庫補助又は府縣の警察費に對する國庫補助等が、通例、「國庫下渡金」の名を以てよばれてゐる。「助成金（又は費）」の例としては、鐵道及軌道助成費・市町村助成金・共同騎倉庫並共同乾藪裝設助成金・開墾地復舊助成金・荒廢林地復舊助成費・小麦の原種圃及採種圃經營助成金等があり、「補助金」の例としては、府縣債利子補給・橫濱市稅補給・復興事業債利子補給・震災借入金利子補給などがあり、最後に、「獎勵金（又は費）」とよばれるものゝに、主要食糧農産物改良増殖獎勵費・肥料改良増殖獎勵費・糖業改良獎勵費・開墾地移住獎勵金・畜産増殖獎勵費・縮羊飼育獎勵費・農業共同施設獎勵金・農業倉庫建設獎勵金・農具改良獎勵費・副業獎勵費・下級農會技術員施設獎勵金・林業共同施設獎勵金・畜産共同施設獎勵金・種牡牛馬補充並畜力利用獎勵金・漁業共同施設獎勵金・害蟲驅除豫防獎勵費等勸業費に屬するものに多く、その他、治水・港灣修築・道路改良・衛生・教育・社會事業等に

對する補助は概ね「補助金」と名づけられてゐる。

### 第三、地方費國庫補助金の分類

地方費國庫補助金は種々の標準から之を分類しうる。(一)國庫が補助を與ふる地方政府の種類によりて、(イ)道府縣に對するもの、(ロ)市に對するもの、(ハ)町村に對するもの、(ニ)公共組合に對するものに分ちえ、(二)國庫の補助をなす根據の法律に據るものと、沿革的歴史的原因に據るもの(例へば、上下水道費に對する補助、港灣修築費に對する補助の如し)とによりて(イ)法律上の補助金、(ロ)沿革上の補助金とに分れ、更に又、(三)補助をなす期間の一時のか繼續的かによりて、(イ)一時的補助金、(ロ)永續的補助金とに分れ、(四)一般的の經費に對してなす補助か、特定經費の爲めになす補助かによりて、(イ)一般的補助金、(ロ)特別目的の補助金とに分たれうる。併し乍ら一般的補助金は今日の日本の財政に存在せず、從つて總てが特定目的のための補助金である。以上の如く國庫補助金は理論上種々に分類しうるが、我が國の財政の實際に於ては、補助金(廣義)を國稅徵收交付金・國庫下渡金・國庫補助(狹義)の三に分つを慣例として、財政統計も之を基準として掲げられてある。吾人は一先づこれらの資料によりて、わが國の地方費國庫補助金が地方歳入にいかなる地位を占めてゐるかをみて、同時にこの問題の財政上の重要さの一端を知りたいと考へる。

### 第四、地方歳入に於ける國庫補助金の地位

最近十四年間、道府縣歳入總額に對する國庫補助金の割合は次の如くである。\*

#### 第一表

自大正元年度 道府縣歳入に於ける國庫補助金の累年比較並に歳入總額に對する割合  
至大正十四年度

\* 內務省地方局：地方財政概要(大正十五年度)に據る

年度	國庫下渡金	國庫補助金	合 計(一)	歳入總額(二)	對する(二)の	
					年 度	千分比
一	三,三三,七六六	三,七九,二九九	七,〇三,〇五五	〇六,七九九,〇三六	八	七,〇三,〇五五
二	三,三三〇,〇六六	四,七六,〇四二	八,〇八,八九九	二四,九四三,六三三	九	二四,九四三,六三三
三	三,三三〇,〇三三	五,七二,五五五	九,〇〇,七六三	三二,七六三,〇〇〇	七	三二,七六三,〇〇〇
四	三,三三三,七六六	六,四八,七八八	九,七二,五五五	四二,四八五,八八八	七	四二,四八五,八八八
五	三,三三〇,〇三三	七,〇四,二六六	一〇,三七,五〇〇	五二,〇三三,〇〇〇	六	五二,〇三三,〇〇〇
六	三,三三〇,〇三三	七,七三,七三三	一〇,〇六,七六六	五二,〇三三,〇〇〇	六	五二,〇三三,〇〇〇
七	三,三三〇,〇三三	八,九六,〇三三	一二,二九,〇六六	五二,〇三三,〇〇〇	六	五二,〇三三,〇〇〇

右に據れば、道府縣に對する國庫補助金は大正元年度には七百萬圓餘であるが、大正十四年度には四千萬圓にして、絶對額に於ては五・七倍に上つてゐる。更に道府縣の歳入總額に對する割合よりすれば、大正元年度には千分の六十七であるが、大正十四年度には千分の百二十を占めてゐる。而してその比率は中頃一時低下してゐるが、大勢からみて累年遞増しつゝありといひうる。吾人は之によりて少くとも二つの事實を即ち一は現在道府縣の財政はその經費の一割以上を國庫より支持されてゐること、二は道府縣の財政が國庫に依頼することは、偶然的一時的な現象に非ずして歴史的の發達であること、而して他の條件にして變更なくば、國庫補助金の道府縣歳入總額に占むる地位は益々大ならんとする傾向を窺ひうる事之である。然らばこれ等の關係は市の財政に於ては如何

第二表 自大正元年度市歳入に於ける國庫補助金の累年比較並に歳入總額に對する割合  
至大正十四年度

\* 前掲：地方財政概要

年度	國庫下渡金	國庫補助金	國稅交付金	合計(一)	歳入總額(二)	(二)に對する(一)の千分比
大正一	—	一、四四三、四三三	八七二、三三六	二、三一五、七六九	二、七〇六、四一九	一五
二	—	一、三三四、一五三	六六七、二〇〇	二、〇〇一、三五三	一、〇〇〇、八四五	二二
三	—	一、五五五、五九三	九二一、八三三	二、四七七、三二六	九、四四四、七三七	二四
四	—	一、五五五、〇八八	九〇八、一五九	二、四六三、二四七	九、四四四、七三七	二五
五	—	一、五九三、四四五	九三三、八三三	二、五二七、二七八	一、二六、四七九、五八一	二二
六	—	一、五五二、四四一	一、〇六一、四七一	二、六一三、九一三	一、七三三、三七一	一六
七	一、二九八、三三三	一、六六六、五五四	一、四三三、八六七	四、四〇〇、七三三	一、八九、五五五、三六	三三
八	一、二七〇、四九七	一、六四四、五五五	一、四三三、八六七	四、四〇〇、七三三	一、八九、五五五、三六	三三
九	一、二九八、三三三	一、六六六、五五四	一、四三三、八六七	四、四〇〇、七三三	一、八九、五五五、三六	三三
一〇	一、六五五、五五七	一、六六六、五五四	一、四三三、八六七	四、四〇〇、七三三	一、八九、五五五、三六	三三
一一	一、六五五、五五七	一、六六六、五五四	一、四三三、八六七	四、四〇〇、七三三	一、八九、五五五、三六	三三
一二	一、六五五、五五七	一、六六六、五五四	一、四三三、八六七	四、四〇〇、七三三	一、八九、五五五、三六	三三
一三	一、六五五、五五七	一、六六六、五五四	一、四三三、八六七	四、四〇〇、七三三	一、八九、五五五、三六	三三
一四	一、六五五、五五七	一、六六六、五五四	一、四三三、八六七	四、四〇〇、七三三	一、八九、五五五、三六	三三

市に對する國庫補助金即ち國庫下渡金・國稅徵收交付金及びその他の補助金の合計をみるに、大正元年度には約貳百萬圓餘なるが、大正十四年度には約四千八百萬圓にて、絶對額に於て、十四年間に二十四倍に上つてゐる。市歳入總額に對する比を觀るに、十四年間に千分の一五より七七に上つてゐる。之を道府縣歳入總額に於てはその一割以上を國庫補助金が占むるに比すれば、やゝその割合は少いが、又以て重要な財源たるを失はぬ。而してその發達の跡をみるに、一起

一伏、波状を描いて進んでゐるが、大正十二年度以降は俄然その比率を高め、將來に於ては益々その傾向を強むるが如く思はるゝ。最後に町村歳入に於ける國庫補助金の地位をみれば次の如くである。

第三表 自大正元年度 町村歳入に於ける國庫補助金の累年比較並に歳入總額に對する割合\*

年度	國庫下渡金	國庫補助金	國稅交付金	合計 (一)	歳入總額 (二)	(二)に對する (一)の千分比
大正一	—	四四、八三四	一、四八、六〇三	一、四三、四七七	一三三、四五二、〇六六	二
二	—	七九、五九六	一、五九、六三五	一、六〇、〇三二	一三三、七〇〇、三三〇	三
三	—	八〇、〇九九	一、六六、六三三	一、七〇、七三二	一三五、三三八、九三九	三
四	—	七六、九〇八	一、四九、一四五	一、七〇、一〇三	一三三、九五六、九一二	三
五	—	七五、六七〇	一、四二、四一一	一、六一、八三九	一四〇、八〇〇、八八九	三
六	—	六〇、三三六	一、三三、〇八〇	一、三六、九一六	一五八、三〇二、九六六	三
七	八、七三〇、七三七	八五、八〇七	一、三九、八三五	一、二七、三四、八八九	一七〇、七九七、三一一	三
八	八、七四、八〇〇	七四、一八一	一、四八、七、九八	一、三三、〇五、九〇九	一八八、三三四、四三三	三
九	八、七八三、三九九	一三五、三二五	一、四八、九、三六四	一、三三、七四、〇九九	一四〇、〇六九、四四四	三
一〇	八、八四、〇八三	三七二、二六六	一、四六、〇、九六七	一、三八、三七、二六六	一四三、八、六三三、三九四	三
一一	九、一六五、六四六	四三三、九八〇	一、四九、九、三三一	一、四、五八、八九七	一五〇、八、四七九、三三三	三
一二	三、八七五、〇五七	六五二、〇六六	一、五五、五、七七一	一、二、一八、五、四四四	一四九、二、四三三、〇六六	三
一三	三、五三四、六四四	四三三、三五四	一、四九、八、八〇八	一、二、一五、七、七六六	一五〇、四、三、四、五一	三
一四	三、二五、二六六	四三六、三七八	一、〇七、〇、八三三	一、七、八〇、四四六	一四〇、四、元七、七九九	三

町村に於ける國庫補助金の種類は市の場合と同じく、國庫下渡金・國稅徵收交付金及びその他

\* 前掲：地方財政概要

の補助金である。今それらの合計をみるに、大正元年度には百四拾八萬圓餘であるが、大正十四年度には參千七百八拾六萬圓餘に上り、絶對額に於て約二十六倍に當る。而して町村歳入總額に對する割合に於ては、十四年間に千分の一一より九三に上つてゐる。その發達の跡を観るに、比率は必ずしも逐年遞増してゐないが、大正十二年度以降俄然その率を高めてゐることは、市に於ける場合と同様である。

以上第一表・第二表・第三表に觀たる如く、道府縣・市・町村何れの歳入に於ても、(イ)國庫補助金は歳入總額の一割内外を占めて、重要な財源をなしてゐること、(ロ)最近その額が絶對的にも相對的にも益々増加せんとしつゝあることは同一である。この事實は、地方財政が中央財政に依存することの必要の益々多くなりつゝあることを示すものにて、現在の如く、有力なる財源の多くを中央政府が奪ひ、而も多くの國家的事務 (national service) を地方に委任してゐる財政組織と、地方的需要の日々に増加して止まざる現狀とに於ては、蓋し必然的結果であるといはねばならぬ。抑も收入 (Revenue) や政務 (Service) を、中央・地方の政府に如何様に配分すべきかは、一國社會の財政體系上の根本問題に屬し、我が國の財政に於ても正にこの問題の解決に迫られてゐるが如くである。大體に於て現行制度を保持して國庫補助制度を存すべきか、或は地方に有力なる財源を與へて之を廢すべきか、單に之を理論上のみより觀るも、容易に一を採りて他を捨つるを許さぬものがある。そは兎も角、地方費國庫補助制度を明にすることは、現存する財政制度を知る上にも、新しき財政體系を建設する上にも必要なること、いはねばならぬ。次に今日我國に

於て、如何なる費目に對して如何程の補助がなされてゐるかをみねばならぬ。

第五、費日別にみたる地方費國庫補助金の配分

昭和二年度「豫算參考書」に表はれし國庫補助金を、道府縣に對するものと、市町村に對するものとに分ち、之を更に費日別に分類すればその主なるものは次の如くである。

第四表 費日別にみたる地方費國庫補助金(註)

(甲) 道府縣に對する國庫補助金

第一 治水費に對する補助	420,000
砂防工事費補助	55,000
治水事業費補助	181,000
* 水源涵養費補助	
第二 港灣修築費に對する補助	400,000
名古屋港修築費補助	250,000
清水港修築費補助	150,000
長崎港修築費補助	50,000
那覇港修築費補助	100,000
漁漁港修築費補助	50,000
串木野漁港修築費補助	100,000
室津漁港修築費補助	50,000
第三 道路費に對する補助	336,000
道路改良費補助	

第四 警察費に對する補助

警察費國庫下渡金	273,500
北海道拓植地警察費補助	47,000
特別巡查費補助	37,500
行幸啓御警衛費補助	101,000
第五 衛生費に對する補助	156,000
傳染病豫防費補助	107,500
精神病院費補助	50,000
第六 教育費に對する補助	470,000
師範教育費補助	550,000
實業教育費補助	75,000
盲聾教育費補助	100,000
第七 社會事業費に對する補助	117,000
地方感化院費補助	110,000
地方改善施設費補助	7,000

第八 災害並びに復舊に關する費用の補助

復興事業費補助	35,700
震災復舊費補助	87,800
震災借入金利子補助	17,600
* 北海道十勝縣爆發被害復舊費補助	39,000
耕地復舊費補助	23,900
荒廢耕地復舊費補助	9,700
開墾地復舊助成金	19,300
用排水幹線復舊事業費補助	30,000
第九 勸業費に對する補助	185,000
用排水幹線改良事業費補助	128,000
耕地整理及土地改良獎勵費補助	57,000
開墾地移住獎勵金	31,000
内地移住獎勵補助費	7,000

(註) 1 道府縣への國庫補助金には、道府縣を通じて市町村に與へらるゝものもある。本表の第八以下殊に第九の勸業費補助にそれが多い。それを一一峻別すべき研究資料を欠くが故に道府縣への補助として掲げて置く。  
2 費目の上に\*を附したるは新規要求の分である。

農業倉庫建設獎勵金	六六、〇〇〇
農業共同施設獎勵金	一六、〇〇〇
肥料改良増殖獎勵費	三、三六〇
農具改良普及獎勵費	七、三三〇
害蟲驅除豫防獎勵費	四、八六六
副業獎勵費	二五、七七七
竹林改良増殖費補助	三三、〇〇〇
畜産増殖獎勵費	三三、〇〇〇
畜産共同施設獎勵金	一六、二二五
種牛馬補充並畜力利用獎勵金	七、二二五
飼羊飼育獎勵費	三、三三〇
血清類購入及製造費補助	六、七九六
樹苗養成費補助	六、七九〇
* 鶏卵増産補助費	一五、六五〇
* 小麦の原種圃及採種圃經營補助金	四、〇〇〇
自作農維持割込費補助	一三、七五五
共同儲倉庫並共同乾藪裝置助成金	六、四八〇
原蜜種製造配付費補助	三、七〇〇
桑圃改良獎勵費補助	三、六三〇
蚕病豫防費補助	一三、一五〇
糖業改良獎勵費	一七、七三一
林業共同施設獎勵費	一四、八四五

漁業共同施設獎勵費	二九、四〇〇
主要食糧農産物改良増殖獎勵費	二九、六〇八
農事試験場講習所補助	三、〇五五
水産試験場講習所補助	一七、〇三六
工業試験場講習所補助	一五、〇〇八
重要輸出品検査費補助	一三、四九五
* 地方農林統計費補助	三、七九〇
* 地方商工統計調査費補助	一五、六九〇
下級農會技術員施設獎勵金	三、一〇七、〇〇〇
第十 鐵道に關する經費の補助	
鐵道及軌道助成費	六六、六三三
第十一 その他の補助金	
野大掃蕩費補助	六、〇〇〇
府縣債利子補給	二、〇三三、七三三
(乙) 市町村に對する國庫補助金	
第一 教育費に關する補助	
青年訓練費補助	一五〇、〇〇〇
小學校教員俸給分擔金	七、〇〇〇、〇〇〇
小學校教育費補助	一、〇〇〇、〇〇〇
小笠原島教育費補助	一、六五九
第二 國稅徵收費に關する補助	

國稅徵收交付金	七、〇三三、三三九
第三 水道費に關する補助(上水道の分)	
函館市水道費補助	一、〇〇〇
釧路市水道費補助	五、〇〇〇
小樽市水道費補助	一、〇〇〇
東京市水道費補助	五、〇〇〇
東京府澁谷町水道費補助	五、〇〇〇
東京府江戸川上水町村組合水道費補助	一〇、〇〇〇
東京府荒玉水道町村組合水道費補助	一、〇〇〇
京都市水道費補助	三〇、〇〇〇
大阪市水道費補助	一〇〇、〇〇〇
川崎市水道費補助	一〇〇
長崎市水道費補助	五〇、〇〇〇
佐世保市水道費補助	一、〇〇〇
長崎縣大村町水道費補助	一〇〇
長岡市水道費補助	三、〇〇〇
高田市水道費補助	一、〇〇〇
前橋市水道費補助	五〇
津市水道費補助	一、〇〇〇
松本市水道費補助	五〇、〇〇〇
上田市水道費補助	一〇、〇〇〇
福島市水道費補助	五〇、〇〇〇

郡山市水道費補助	1,000	* 東京府千駄ヶ谷町水道費補助	1,000	大阪市下水道費補助	1,500
福島縣若松市水道費補助	100	* 東京府青梅町水道費補助	1,000	長岡市下水道費補助	1,000
青森縣五所川原町水道費補助	100	* 姫路市水道費補助	1,000	津市下水道費補助	10,000
秋田市水道費補助	1,000	* 長崎縣諫早町水道費補助	1,000	三重縣富洲原町下水道費補助	100
福井市水道費補助	1,000	* 新潟縣新發田町水道費補助	1,000	岡崎市下水道費補助	1,000
鳥取縣米子町水道費補助	100	* 群馬縣沼田町水道費補助	1,000	靜岡市下水道費補助	1,000
岡山市水道費補助	1,000	* 豊橋市水道費補助	1,000	仙臺市下水道費補助	1,000
廣島市水道費補助	10,000	* 靜岡市水道費補助	1,000	福岡縣若松市下水道費補助	10,000
福山市水道費補助	1,000	* 須松市水道費補助	1,000	小倉市下水道費補助	1,000
尾道市水道費補助	1,000	* 清水市水道費補助	1,000	大分市下水道費補助	10,000
下關市水道費補助	10,000	* 靜岡縣伊東町水道費補助	1,000	* 三重縣上野町下水道費補助	1,000
宇部市水道費補助	1,000	* 長野縣上諏訪町水道費補助	1,000	* 一宮市下水道費補助	1,000
和歌山市水道費補助	10,000	* 富山縣出町水道費補助	1,000	第五 災害並びに復興に關する 經費の補助	
徳島市水道費補助	10,000	* 高知縣須崎町水道費補助	1,000	復興事業債利子補助	5,966,000
丸龜市水道費補助	1,000	* 大牟田市水道費補助	1,000	第六 國有土地所在市町村に對 する國庫交付金	
宇和島市水道費補助	1,000	* 八幡市水道費補助	1,000	市町村助成金	331,000
高知市水道費補助	1,000	* 福岡縣柳河町水道費補助	1,000	第七 社會事業其他に關する經 費の補助	
福岡縣若松市水道費補助	10,000	第四 水道費に關する補助(下水道の分)		職業紹介所費補助	10,000
久留米市水道費補助	1,000	札幌市下水道費補助	10,000	地租名寄帳整理費補助	1,316,100
福岡縣飯塚町水道費補助	100	東京府千住町下水道費補助	1,000	横濱市稅補助	20,000
大分市水道費補助	100	東京府大崎町下水道費補助	1,000		

以上は、地方財政に對する國庫補助金に就き、その金額並びに費目の性質より觀て、主要なるものを掲げたものであるが、今、右に據りて、各費目に對する配分割合を概算するに次の如くである。

第五表 國庫補助金の費目別配分

(甲) 道府縣に對する國庫補助金の費目別配分

補助費目	補助金額	百分比	補助費目	補助金額	百分比	補助費目	補助金額	百分比
治水費補助	一、一五〇、五〇〇	一%	教育費補助	五、三三四、〇〇〇	六%	鐵道費補助	三、六九三	〇・七%
港灣修築費補助	一、五五〇、〇〇〇	二%	社會事業費補助	三三、七〇〇	〇・四%	その他	二、一三、七三六	二%
警察費補助	二、七三九、三三三	三%	災害復舊費補助	五、九九八、八七	七%	合計	八、八四八、九四三	一〇〇%
衛生費補助	一、五三三、三〇〇	二%	勸業費補助	七、六五三、三〇九	八%			

右を觀るに、災害復舊費は全補助額の半ば以上を占めてゐるが、今、姑くかくの如き臨時的のものを除けば、警察費補助最も多く、勸業教育への補助之に次ぐ。社會事業補助の如きはとるに足らぬ程度である。右の中、勸業費補助は府縣を通じて市町村に與へらるゝものをも含むが故に、府縣への補助のみを算すれば、更にその比率は少くなるのである。兎に角、これによりて府縣行政の中、いかなるものが多くの國家的援助をうけてゐるかを知りうる。次に市町村に對する場合をみるに、

(乙) 市町村に對する國費補助金の費目別配分

補助費目	補助金額	百分比	補助費目	補助金額	百分比
教育費補助	七、一〇、三六元	五%	災害復興費補助	五、九六、八〇〇	六%
國稅徵收交付金	七〇三、三六元	八%	市町村助成金	三三、一〇〇	〇・三%
水道費補助	一、六九、〇〇〇	一・七%	社會事業費其他	一、四六、七五	一%
			合 計	九、四八、五三	一〇〇%

である。最も勸業費補助は府縣への補助に包括されてゐるが故に茲には現はれてゐない。さて右に據るに、町村に對する國庫補助金總額の中、八三%までが教育費補助なることを知る。次は國稅徵收交付金の八%、二者合して九一%となる。されば市村町への國庫補助金は主として、國家から市町村に委任せられたる國家的職分に伴ふ經費の補助であつて、市町村の固有事務の經費への補助としては水道費の補助位に止り、社會事業費の補助の如き殆どいふに足らず、而もその割合は府縣に於ける場合より更に低い。

#### 第六、地方費國庫補助金の配分標準

地方費國庫補助金の我が國地方財政上に於ける重要さに就ては、上にその一端を述べたる如くなるが、次に然らばそれらの國庫補助金が現にいかなる標準に基いて、各地方政府に配分せられてゐるかを述べねばならぬ。吾人は先づ個々の補助金に就て述ぶるに先立ちて、その一般を述べんに、既に前にも一言せる如く、我が國には一般的經費を補助の對象とする一般的補助金の制度はなく、必ず特定の經費を對象として補助をなす制度をとつてゐるのである。然もそれら特定經費のためにさるゝ補助は、當該經費の額に比例する所の所謂比例的配分法をとり、確定額を配分する方法をとつてゐない。之を要するに、わが國の地方費國庫補助の配分は、特定目的の地方

經費の爲に、その經費の額に比例してなされるを原則とし、唯ある種の補助金に就ては、この原則に地方負擔の輕重を斟酌してゐるのである。以下、主要なる個々の國庫補助金の配分に就てその概要を述べることにする。

**第一 國庫下渡金の配分標準** 國庫下渡金は道府縣に對するものと、市町村に對するものに分れる。

(イ) 府縣警察費に對するもの 地方警察費は今日、道府縣と國庫との連帶支辨となつてゐるが、それは既に明治十四年に始まり、爾來時々の改正を経て今日に及んでゐる。而して、國庫が補助金下渡の對象としてゐる地方警察費といふのは、一般警察費並びに警察廳舎の建築修繕費にして、その補助の割合は東京府に於てはその總經費の十分の六、大阪府にては十分の三、五、沖繩縣を除く其他の府縣は六分の一である。

(ロ) 市町村の義務教育費に對するもの 市町村の義務教育費に對する國庫補助は大正七年度に始まり、國庫負擔は最初一十萬圓なりしが、大正十二年度よりは四千萬圓に増額し、更に大正十五年度には七千萬圓に、昭和二年度よりは七千五百萬圓に増額せらるゝに至つた。今その國庫負擔金の配分法をみるに、總額の十分の一以内を資力其他の事情に依りて必要なりと認めたる所謂貧弱町村に配當し、其殘額の三分の二は市町村に、他の三分の一は資力其他の事情に依りて必要ありと認むる市に對して交付するものを除きて殘額を町村に配分するものとなす。而してその配分は、各半額を前年六月一日に於ける市町村立尋常小學校の教員數に、他の半額を前年六月一日に於ける市町村の就學兒童數に比例してなされるものとする。

(ハ) 市町村立小學校教員費に對するもの 「小町村立小學校教育費國庫負擔法」に據れば、前述の義務教育費の以外に、國庫は市町村立小學校教員を補助し、それは、市町村立小學校教員の年功加俸及び市町村立尋常小學校教員の特別加俸に充てらるゝものとなつてゐる。その地方的配分を觀るに、一半は市町村立小學校の本科正教員數に、他の一半は右の中、五年以上同一府縣内に勤続せる者の數に各々比例して配賦されるものとなす。

(ニ) 一年現役小學校教員俸給費下渡金 一年現在小學校教員俸給費國庫負擔法に據り、市町村立小學校教員にして一年現役兵として現役中の俸給の爲に、市町村に於て要する經費は之を國庫の負擔となす。

**第二 國稅徵收交付金の配分標準** 現行「國稅徵收法」に據れば、市町村はその市町村の地租及び勅令を以て命じたる國稅を徵收して、國庫に送達すべき義務を負はせらるゝに對し、國庫は又市町村に對してその國稅徵收費を代償する意味に於て一定の金額を交付してゐる、之れ即ち茲にいふ所の國稅徵收交付金である。而して今その配分をみるに、國庫は市町村に對して(一)其の徵收金額の百分の三に相當する金額、及び(二)納稅告知書一通に付貳錢の割合を以て計算せる金額を交付することになつてゐる。

**第三 其他の補助金(狹義)の分配標準** 國庫下渡金・國稅徵收交付金以外の補助金を觀るに、治水・水道・港灣・修築・道路・警察・衛生・教育・社會事業・災害救助・勸業・鐵道等諸般の費目に亘り、而もそれ等の各費目は更に幾何かの小費目に分れてゐる。今それらの小費目に對する國庫補助の一に就て、その配分標準を述ぶることは、煩に過ぐるが故に重要なもの一二に就て例を述ぶるに止まり、他は概括的に之を述ぶることとする。抑も補助金(狹義)には、法令の根據のあるものと、單に沿革的歴史的のものとなる事は前にも一言せし如くである法令の根據のある補助金には、その配分標準をも法文上に明にしてゐるのを常とするが、沿革的歴史的の補助金には、勿論、その配分標準に就ての法規は存せぬ。

(イ) 法令上の根據ある補助金の配分標準 法令の根據ある補助金の例は、例之、砂防工事費補助・傳染病預防費補助・道路改

良費補助、職業紹介所費補助等數ふるに違ない。而して補助金配分標準をみるに、砂防工事に要する費用に對しては、國庫はその工費豫算の三分の二以内に於て之を補助するを得、傳染病の中、結核豫防のために、市町村が結核療養所を設置せざるべからざる場合には、國家はその結核療養所に關して、公共團體の支出せる經費の六分の一乃至二分の一を補助するものとなし、道路の新設又は改築に要する費用の國庫補助は、原則として、國道の場合は、その二分の一、府縣道の場合はその三分の一となす。其他多くの場合、國庫の補助は、當該經費の總額に比例して配分せらるゝを常とする。

(ロ) 歴史的沿革的の國庫補助金の配分標準 法令上の根據なく、歴史的沿革的に國庫から補助をなしてゐるものは、例之、上水道費補助、下水道費補助、港灣修築費補助等は最も著しい例である。これ等の補助金の配分は、法規の據る所なしと雖も、爲政者の恣意に委せらるゝものに非ず、一定の沿革的の標準を存してゐる。即ち、上水道費の補助は、市町村營上水道の布設又は擴張に支出する工事費の四分の一を、又、下水道費の補助は、同じくその布設改良に要する工事費の三分の一を、共に數年間に分割して交付してゐる如き之である。その他のものに就ても、恐らく何等かの客觀的の標準を有してゐるであらう。

さて、吾人は以上に於て、國庫補助金の抽象的な配分標準を述べた。併し、夫が現實に各地方財政に如何様に配分せられてゐるかといふことは、又、自ら別の問題である。茲に於てか、國庫補助金の地方的配分をみなげばならぬ。

### 第七、地方費國庫補助金の地方的配分

地方費國庫補助金の地方的配分の實際を明にするにも、種々の立場からなされうるであらう。併し、吾人は、各地方の租稅負擔に對して、夫が如何なる割合に配分せられてゐるかを觀るを以て、最も妥當なる一見方と考へる。蓋し、補助金には種々のものがありて、必ずしも同一の目的を有しないが、その配分に當りては、何れも、第一次的に、或は少くとも第二次的に地方負擔の

均衡を目標とせざるものはなく、又、しかあるべきものである。若し、補助金の配分が、地方負擔の重き甲市に薄く、地方負擔の輕き乙市に厚きが如きこれあらば、補助金配分の公正を破り、今日の財政體系に於て、少くともその收入方面に於て各財政間の統一的調節をはからんとする國庫補助金制度の存在理由を失ふものといはねばならぬからである。かくて吾人は國庫補助金の配分を觀るに當り、各府縣・市・町村間の負擔を比較せざるをえざるに至つた。併し之を明にするには、各府縣・市・町村の所得 (Income) 若くは富 (Wealth) と現在の負擔との關係をみざるべからず、又、他面には、地方税が社會階級間に如何に配分せられてゐるかを明にせなければならぬ。地方負擔の比較それ自身は一、大なる研究問題に屬する。かくの如き根本問題に溯ることは容易の業に非るが故に、便宜のために、各地方の稅收入を以て地方負擔と見做して、補助金との比率を求むることとした。

第六表 稅收入に對する國庫補助金の割合

(イ) 道府縣の稅收入に對する國庫補助金の割合

道府縣				道府縣				道府縣			
縣	稅收入	國庫補助	%	縣	稅收入	國庫補助	%	縣	稅收入	國庫補助	%
北海道	七、三三〇、七五七	一、三三三、八三三	一八	秋田	三、三六六、八九九	三、四三三、三二一	一〇〇	栃木	四、七六二、四四六	五、四三二、九八八	一一二
小計	七、三三七、三六七	一、三三五、八三三	一八	山形	四、〇四五、九六九	四、〇三三、〇二六	一〇〇	群馬	四、一三三、五五五	二、八二一、七七七	六八
青森	二、九九九、四六六	二、三三三、〇〇〇	八	福島	五、五〇〇、〇五五	四、四三三、六三三	八	埼玉	六、六六七、八〇一	三、三三三、三三三	五〇
岩手	二、七七七、九九七	三、三三三、三三三	六	小計	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	一〇〇	千葉	五、五五五、七三三	四、七三三、八三三	八五
宮城	四、〇二二、〇二二	四、九九九、九九九	三	茨城	四、五五五、〇二二	三、七七七、八八八	八	東京	一、六六六、七三三	三、三三三、三三三	二〇

\* 大正十五年度豫算 (前掲、地方財政概要に據る)

道府			道府			道府		
縣	稅收入	國庫補助	縣	稅收入	國庫補助	縣	稅收入	國庫補助
神奈川	五八六、六七	九、九四、三四	滋賀	三、四七、八一	三、三、七四	香川	三、〇九、一五	二、四、八四
小計	四八、八三、三三	一、五、五三、七四	京都	六、三三、二八	九、五、七〇	愛媛	四、八七、九八	三、四、三〇
新潟	八、七四、九八	六、四、八三	大阪	一〇、六五、四四	三、三四、五五	高知	三、六三、六五	五、八、六八
富山	四、〇五、六〇	五、四、〇六	兵庫	二、四二、四三	一、四六、九五	小計	三、〇〇、三五	一、七〇、七六
石川	三、六四、三三	三、八、八九	奈良	二、六六、五三	一、九三、〇七	福岡	七、八四、九八	六、五、五三
福井	三、〇四、六八	三、九、八〇	和歌山	三、四一、五六	三、〇、一七	佐賀	二、〇三、九八	一、九、九〇
小計	一九、七〇、〇七	一、五、四、六五	小計	四、七三、四六	六、九八、九五	長崎	三、五七、〇九	三、五、〇八
山梨	二、五三、九四	三、六、九四	鳥取	二、〇七、八三	一、三三、八〇	熊本	五、〇四、三三	二、四、七八
長野	七、九四、二八	六、四、七五	鳥根	三、三八、九五	一、三六、二八	大分	三、九〇、八〇	三、五、八五
岐阜	五、〇四、四六	四、〇、三三	岡山	六、〇五、六六	四、〇、五六	宮崎	二、七四、七六	二、五、五〇
静岡	六、三二、〇八	七、六、〇八	広島	六、〇四、六三	四、七、四〇	鹿児島	三、八四、四四	三、三、三五
愛知	二、〇四、九四	一、二、四、四九	山口	四、五六、三六	五、三、四三	沖繩	七、四、九二	三、七、四九
小計	三、九三、〇五	三、七、三、六六	小計	三、二四、七〇	二、八六、三三	小計	三、四四、〇九	三、七、七四
三重	五、六三、九五	三、九、九四	徳島	三、七二、〇七	二、四四、九六	總計	二、九、七、七七	四、四、二九

右を比率の級に分ては次の如し。

(a) 五%——一〇%に屬するもの 青森・岩手・秋田・福島・茨城・群馬・埼玉・千葉・新潟・富山・石川・福井・山梨・長野・岐阜・愛

知・三重・滋賀・奈良・和歌山・鳥根・岡山・広島・徳島・香川・愛媛・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎の三十二縣。

(b) 一一%——二〇%に屬するもの 北海道・宮城・山形・栃木・靜岡・京都・兵庫・山口・鹿児島の一府一府七縣。

(c) 二二%より三〇%まで 大阪・高知の一府一縣。

(d) 三一%以上 東京・神奈川・鳥取・沖繩の一府三縣である。

更に之を地方區別にすれば、關東五八%、北海道一八%、近畿一五%、中國一三%、本州中部及び四國は一%、奥羽・九州は九%、北陸は八%にて、關東地方へは他の地方區に比して驚くべき多くの割合の補助金の注がれてゐることを知る。次は北海道を除けば近畿地方が最も多い。補助金が關東と近畿地方に多いといふことは政治實業の中心がこれらの地方にあることと密接な關係を有するものと推定すべき理由がある。これに就ては更に市町村への補助金の地方的配分を觀察してみなければならぬ。

(ロ) 市の稅收入に對する國庫補助金の割合

市	稅收入	國庫補助	%	市	稅收入	國庫補助	%	市	稅收入	國庫補助	%
札幌	一、三六、三六	六、〇〇	八	山形	三九、二六九	四、四四	九	桐生	三、四四、六〇	一、九〇、五	八
函館	一、〇三、四九	一七、四四	三	米澤	三三、二九	三、六五	一〇	川越	二、七四、七	一、七、四	八
小樽	一、五〇、八五	七、四四	六	鶴岡	二、六、〇九	七、六五	七	千葉	三、九、〇五	一、八、七〇	七
旭川	四、四、七四	四、八五	三	若松	三、〇、五	一、三、七	三	東京	三、三、三三	三、九、四、五	一、一
室蘭	三、六、〇三	四、八五	一	福島	三、〇、六	五、三	一	八王子	三、〇、〇八	四、八、三	一
釧路	三、七、三〇	四、六〇	二	郡山	三、七、三	四、四〇〇	五	横濱	三、九、七、七	五、四、三	一、一
小計	四、七、四、四	四、六〇	一〇	小計	四、三、七〇	四、七、〇	二	横須賀	三、九、三	一、六、六	六
弘前	三、三、〇、五	一、九、四	六	水戸	二、四、〇、九	三、九元	八	川崎	四、八、九〇	六、三、八	六
青森	四、一、七、九	三、六八	九	宇都宮	四、三、五	六、〇八	六	小計	二、七、七、七	三、八、七	一、七
盛岡	三、〇、四、六	三、四六	九	足利	二、八、〇、五	三、九〇	八	新潟	六、四、九六	六、三、四	八
仙臺	八、七、八、〇〇	三、〇、一	九	前橋	四、七、五、三	五、三、三	八	長岡	四、四、〇、二	四、五、四	一〇
秋田	四、三、四、一	二、〇、〇	六	高崎	二、五、八、三	二、五、一	一〇	高田	三、七、五、三	三、九、四	一〇

富山	七四、四六二	一八、〇五五	五	大津	三九、〇五五	二四、六三三	一一	徳島	五〇、四六二	六四、六七一	三
高岡	三六五、六七〇	三、六九九	七	京都	七、九六八・八三三	九四六、三九元	三	高松	四四〇、七四六	四〇、七四〇	九
金澤	九七〇、〇七五	八、五五五	八	大阪	三、二九九、九七二	三、五五七、九五五	一七	九龜	二〇六、八四八	一八、三〇五	九
福井	四四、四九六	六、二一九	一四	堺	八〇三、二四六	五、一六一	六	松山	五〇、四三三	四、七五二	八
小計	三、九九九、五三三	三四、二九九	九	岸和田	三二、九九九	二六、〇三三	一〇	今治	二六、五三三	一八、八七一	七
甲府	四四、六二七	四〇、九九〇	九	神戸	八、五七二、七六	九七、七五五	一一	宇和島	三九、四七五	二七、六五四	九
長野	五八七、二七一	六、五九九	五	姫路	四四、四七七	三、七一九	七	高知	五九、三一九	四、九九九	八
松本	四六三、六八二	七、〇三三	三	尼崎	三、四三三	三、〇九五	九	小計	二七、四三三	二五、〇九四	九
上田	二九五、八〇六	六、八〇五	三	明石	三、五五五、五五五	一七、〇三三	五	福岡	一、四四一、二〇六	八七、五四	六
岐阜	六八〇、二〇九	五、六五五	八	四宮	三、四四、〇六	二七、三〇〇	八	久留米	四七、五五五	六四、〇三三	三
大垣	三五四、五〇五	三、二九九	八	奈良	三、四九、四九二	二四、三三三	七	門司	七九、七九九	六九、五九九	九
静岡	五六一、三三三	八、三三七	二四	和歌山	五七、三三三	六、七七	一三	小倉	三九、四三三	三三、三二	八
濱松	六〇三、八三二	四、九九八	七	小計	四、六四、六八	五、八一九、九三	一四	若松	三三、三三三	三、八一九	七
沼津	三二六、三二四	二、九九六	七	鳥取	二、三三三	一九、七三三	七	大牟田	三、四八、三三三	一九、三三三	七
清水	三二九、三三三	三、五八五	二	松江	三、五五、八三二	三、七七七	七	八幡	四、四三三	三、四三三	七
名古屋	六、四〇、九三三	八、八、三三七	一四	岡山	九、六、三三三	七七、七七三	八	戸畑	二七、〇三三	一九、四九九	九
豊橋	六〇七、〇〇〇	九、〇九二	六	廣島	二、二九、八八	二〇、一五五	六	佐賀	二七、三三三	二五、九九三	二
岡崎	四九二、五八六	二、四三三	九	尾道	二、四九、九九	一八、六三三	七	長崎	一、四三三、三三三	二五、〇三三	七
一宮	四〇三、四三三	二、三三三	五	呉	三、九九、七〇	一六、七三三	三	佐世保	四、四三三、三三三	三、七三三	八
小計	三、四〇、二六八	一、四二、九九九	二	福山	二、五五、三三〇	二四、〇三三	一〇	熊本	一、〇三三、〇九九	八、四三三	八
津	五八〇、六三三	七、九九五	一〇	下關	七、六、〇〇八	六、七三三	九	大分	三三、〇九九	三九、三三三	三
四日市	二五二、八三三	三、五八	八	宇部	二、四三三、五三三	三、三三三	九	別府	三三、七三三	二七、四三三	二
宇治山田	二六九、一三三	三、八三	九	小計	五、八三、七四	五五、七三三	九	宮崎	三〇、九九〇	三三、九九〇	七

都城	二、四、六〇〇	二、四、八〇〇	二〇	那覇	三、四、六、六六	二、六、〇、九〇	二二	小計	10,103,751	1,262,553	一、五
鹿兒島	八、三〇、八〇〇	六、〇、七、三三	七	首里	四、三、〇〇〇	二、二、七、三三	三	合計	12,558,155	4,750,757	四

右を比率の階級に分ては次の如し。

(a) 五%—一〇%に屬するもの 札幌・小樽・弘前・青森・盛岡・仙臺・秋田・山形・米澤・鶴田・水戸・足利・前橋・高崎・桐生・川

越・千葉・新潟・長岡・高田・富山・高岡・金澤・甲府・長野・岐阜・大垣・濱松・沼津・豊橋・岡崎・一宮・津・四日市・宇治山田・堺・岸和田・姫路・尼崎・明石・西宮・奈良・鳥取・松江・岡山・廣島・尾道・吳・福山・下關・宇部・高松・丸龜・松山・今治・宇和島・高知・福岡・門司・小倉・戸畑・長崎・佐世保・熊本・宮崎・那覇・鹿兒島の六十七市。

(b) 一一%—二〇%に屬するもの 函館・室蘭・釧路・福山・郡山・宇都宮・入王子・川崎・福井・松本・上田・静岡・清水・名古屋・大津・京都・大阪・神戸・和歌山・徳島・久留米・若松・佐賀・大分・別府・那覇の二十六市。

(c) 二一%—三〇%に屬するもの 旭川・首里の二市。

(d) 三〇%以上に屬するもの 若松・東京・横濱・横須賀・大牟田・八幡の六市である。

之を地方區別にすれば、關東一二七%、九州一五%、近畿一四%、奥州一一%、北海道一〇%、中國・四國・北陸は何れも九%である。即ち茲に於ても關東は最も多く、九州近畿は之に亞ぎ北陸の如きは最も少き率に屬する。然らば次に町村の稅收入に對する國庫補助金の割合は如何

(ハ) 町村の稅收入に對する國庫補助金の割合

道府縣	稅收入	國庫補助金	%	道府縣	稅收入	國庫補助金	%
北海道	二、七、七、五、六	一、九、四、七、三	七	青森	四、二、二、八五	六、六、七、七六	一六
小計	二、四、七、七、六	一、九、四、七、三	七	岩手	四、三、七、三二	六、七、六、三三	一八
				秋田	五、七、二、五九	六、八、一、九〇	二五

山形	五四五,四三三	九六,六〇〇	七	長野	一一,五八,九六	一,〇六,三三	一四	山口	五,八八,八六一	八二,七七	五
福島	六六四八,三九九	一,〇六,三〇	八	岐阜	五,七七一,八五	一,〇四,四〇〇	一一	小計	二七,九三〇,三三	四,〇七,〇六三	六
小計	三三,〇三三,三三	五,三三,五六一	六	静岡	七,九四三,五七	一,四三,七〇	八	徳島	三,〇四,五七	三〇四,五四	八
茨城	六,四四三,八三	一,一〇,五〇	七	愛知	八,〇五五,九三	一,五三,七八	七	香川	二,九〇,一三四	三三,四六一	三
栃木	四,四七三,三三	八五,二七	〇	小計	三六,八四八,八三	六,〇九,二四〇	七	愛媛	五,六三三,〇一〇	一,〇九,〇三	九
群馬	五,〇五三,五五	八五,六四	七	三重	五,三三八,八七	一,〇〇六,八〇	九	高知	二,九四三,三三	五六,六八	九
埼玉	七,一〇三,三三	一,一〇,三九	五	滋賀	四,五六一,三三	三三,二〇	六	小計	二五,二八〇,三三	二,九七,三三四	九
千葉	六,一八九,三三	一,一三,八〇	八	京都	五,四七〇,八八	八七六,八七	六	福岡	九,三三三,四三	一,四三,七六〇	六
東京	一三,二七三,九三	一,〇八,三三	三	大阪	四,〇七〇,〇〇	七三三,〇元	七	佐賀	三,三〇,〇六	五二,三〇七	七
神奈川	四,八六八,八五	七九,七〇	六	兵庫	一〇,六八,一三	一,八六,四六	七	長崎	四,四三,〇三	一,〇〇,八七〇	三
小計	四七,四三三,三六	七,五〇,七〇	六	奈良	三,四四三,六一	五三,六六	五	熊本	六,九〇,〇三	一,七三,〇九	七
新潟	九,〇二四,六七	一,三九,八七	八	和歌山	三,七四八,一四	七三〇,三三	〇	大分	四,六四,五八	八六,七七八	七
富山	四,〇三六,四三	六七,四三	七	小計	三七,〇二,四六	六,三三,〇四	七	宮崎	三,五九,〇〇	六三,五〇	三
石川	四,三三七,九七	七三,五七	八	鳥取	二,九七,五〇	四三,四八七	五	鹿兒島	七,五七,〇四	一,六四,四九	五
福井	三,二四八,二七	五九,七七	八	島根	五,〇七,一〇	七〇〇,七三	四	沖縄	一,三三,九九	四八,九九	三
小計	二〇,五七三,三三	三,三三,四一	八	岡山	七,一〇一,〇〇	一,二九,三三	六	小計	四,二六,四三	七,八三,七〇	八
山梨	二,四八,四三	五五,二三	三	広島	六,八五,三三	一,三三,〇〇	八	總計	二六,八七六,〇元	四,〇九,九九,三七	七

右を比率の階級に分れば左の如し。

(a) 一〇%—二〇%に屬するもの 北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・愛媛・高知・福岡・佐賀・熊本・大分の一道二府三十七縣の町村。

(b) 二一%—三〇%に屬するもの 山梨・香川・長崎・宮崎・鹿兒島の五縣の町村。

(c) 三〇%以上に屬するもの 沖繩一縣の町村である。

之を地方區別に觀るに、四國一九%、九州・北陸一八%、北海道・本州中部・近畿は一七%、關東・奥羽・中國は何れも一六%である。

右に據りて、道府縣・市・町村の總數の各比率階級への分布をみるに次の結果となる。

第七表 稅收入に對する國庫補助の割合と府縣・市・町村總數の配分

道府縣		市		町村		道府縣		市		町村	
比率階級	絕對數	百分比	絕對數	百分比	絕對數	百分比	比率階級	絕對數	百分比	絕對數	百分比
五%—一〇%	三	六%	七	六%	四	三%	三%以上	四	八%	六	六%
一%—五%	九	一九%	一六	一六%	四	三%	計	七	一〇〇%	一〇一	一〇〇%
二%—三%	二	四%	二	二%	五	三%				七	一〇〇%

右の表は、第一、道府縣・市にありては、五%—一〇%に屬するもの總數の約七割を、町村にありては一%—二〇%に屬するものが、府縣別にしたる總數の約九割を占めてゐること、第二、道府縣・市にありては五%以下のものなく、町村にありては一%以下のものがないこと、第三、道府縣にありては三%以上の比率を占むるもの總數の八%、市にありては六%なるに町村にありては僅に二%なること、を教へる。第一の事實によりて、吾人は各府縣・市・町村の地方負擔に對する國庫負擔の割合は、大多數のものに就いては、大なる差異のないことを知りうる。但し之は道府縣・市・町村の現實の負擔に對する補助金との關係であつて、眞實の地方負擔能力に對する補助金の割合に就ては何事をも斷定し難い。第二の事實によりて、吾人は町村は道府縣・

市の場合よりも、その負擔に對して、より多くの割合の補助をうけてゐることを知る。即ち町村の財政は道府縣・市の財政よりも國庫に倚賴從屬する程度大であるといはねばならぬ。第三の事實は何を語るか、三〇%以上の比率に屬する、府縣・市の數は六乃至八を數ふるに、町村にありては僅に一縣の町村にすぎぬといふことは、町村に對する國庫補助の割合は、大體、全國的に平均してゐるに、道・府・縣・市の場合に、若干のものが他どの均衡を破りて著しく多くの補助を受けてゐることを示してゐる、即ち、府縣の例としては、東京・大阪の二府及び神奈川・高知・沖繩・鳥取の四縣、市の例としては、東京・横濱・横須賀・旭川・首里・若松・大牟田・八幡の八市之である。更に地方費國庫補助金の地方的配分を全國の各地方區別に比較すれば次の如くである。

第八表 地方區別に觀たる國庫補助金の配分

	道府縣		市		町村	
	道府縣	市	道府縣	市	道府縣	町村
北海道地方	一八%	一〇%	北陸地方	八%	九%	一八%
奥羽地方	九%	二%	本州中部地方	一〇%	二%	一七%
關東地方	五%	二七%	近畿地方	一五%	一四%	一七%
					九州地方	九%
						一八%
					中國地方	一三%
					四國地方	一〇%
						九%
						一九%

右に據れば、道府縣の場合も、市の場合も、關東地方への配分は他を壓して著しく多い。補助金の配分は全く中央に集中されてゐるの觀がある。次に府縣・市何れの方面にも多くの補助金を受けてゐるは近畿地方である。他の地方區に至つては大同小異であるが、北陸地方への國庫補助金の配分は府縣・市を通じて最も少い。地方區別に觀たる道府縣・市に對する國庫補助金は右の如く、中央に集中してゐる傾があるが、町村の場合は各地方區を通じて殆ど平均してゐる。最高は

一九%最低は一六%その差僅に三%にすぎぬ。されば町村への國庫補助金は、地方區別に觀るも大差がないといはねばならぬ。

吾人は町村に對する國庫補助金の配分割合が、全國的に平均してゐること、道府縣・市に對する國庫補助金が關東・近畿殊に關東地方に集中されてゐること及び北陸地方への配分の最も少いことを知つたが、之はその地方區内の個々の府縣・市への國庫補助金の配分率と如何なる關係を有してゐるか、即ち國庫補助金の配分が當該各地方の各縣及び市に平均してゐるのか、又特定の縣市に集中してゐるかを檢せねばならぬ。今、第六表イによりて關東地方の府縣及び第六表ロによりて同地方の市をみるに、府縣にありては専ら東京府及び神奈川縣に、市にありては、東京市・橫濱市・横須賀市に國庫補助金が集中せられて居ることを知る。又近畿地方の府縣に就ては京都・大阪・兵庫の府縣に最も多くの國庫補助金が注がれ、同地方區の市としては大阪市に對する補助金の割合は多いが、關東地方の東京横濱等に比すべくもない。更に縣・市を通じて國庫補助金を受くる割合最も少き北陸地方に就て觀るに、特に一二の縣若くは市が特に際立ちて補助を受くる割合少きといふに非ずして平均的に何れの縣何れの市もその割合が少いことを知る。茲に於て、吾人は國庫補助金の配分に就て、關東近畿地方に集中され、而もそれ等の地方に於ても一局部に集中されてゐる事實を知りえたのである。極めて概括的に之を言へば、國庫補助金は東京市と大阪市を中心として専ら之に注がれ、之を遠かるにつれて次第にその配分比率が薄くなりつゝあるといひうる。以上は補助金の配分状態を全國的にみたる結果の特徴であるが、地方區とし

ては補助金の配分割合少きも、その中一二の縣及び市に特に多くの補助金を受けてゐるものゝあることは注意せらるべきである。例へば縣の例としては、高知・沖繩・鳥取があり、市としては旭川・若松(福島縣)・若松(福岡)・大牟田・八幡等をあげうる。

以上によりて町村に對する國庫補助金並びに府縣若市に對する國庫補助金の地方的配分状態を明にした。茲に於て、吾人は何故に前者の場合にその配分が全國的に平均し、後者の場合には若干の地方區又は府縣・市にその配分が集中されてゐるかに就て考察せんに、第五表(ロ)に示す如く町村に與へらるゝ國庫補助金の殆ど凡てが義務教育費の補助であつて、その他の行政費に對する補助に至つてはとるに足らぬものである。然もその義務教育費國庫補助金を配分するに當つては、先に述べたる如く、貧弱町村に對する特別の考慮を拂ひ、一定の規準に基いて、これに伴ふ地方負擔に均衡を保たしめんとしてゐるものなるが故に、その配分が地方的に平均してゐるといふこと寧ろ當然の事實であつて、若し之に反する事實を見出すならば夫は大なる問題であらう。

次に若干の府縣・市に對して何故に多くの補助金が與へられてゐるかに就ては、それら個々の府縣・市の財政を究めたる後に非れば、之を説明しえざるが故に姑く之を後日に譲る。唯、東京府・神奈川縣及び東京市・橫濱市・橫須賀に震災復興補助の大ききは疑をいれぬが、原因は猶この外に多く存するであらう。沖繩・鳥取縣に國庫補助の多きは、他に比して著しく財源の貧弱なる事に原由するが如くである。旭川・若松(福島縣)・若松(福岡縣)・大牟田・八幡市等は、新興都市であり、工業都市であるが、何故に國庫補助金を多く受くるかは別の研究を俟たねばならぬ。

## 第八、國庫補助金制度の機能

上に述べたる事實に據りて、國庫補助金制度は如何なる機能を發揮しつゝあるかを、(イ)財政體系上、(ロ)一般行政上、(ハ)經濟政策上の三見地より考察してみやうと思ふ。

(1) 財政體系上より觀たる地方費國庫補助金制度の機能 抑も收入を中央と地方の財政に、いかに分つかに就いては、セリグマンに従へば、次の五の形式を數へうる。<sup>2)</sup>

第一は地方政府によりて租税が賦課せられ、中央政府へはその附加税を與ふるもの

第二は中央政府によりて租税が賦課せられ、地方政府へはその附加税を與ふるもの

第三は収入源を中央と地方とに、例へば甲税は中央へ、乙税は地方へといふ様に、全然分離するもの

第四は中央政府が租税を徴收して、その收入の一部を地方政府に分つもの

第五は補助金制度、即ち、中央政府から地方政府へ、又は地方政府から中央政府へ補助するもの

之である。今茲にこれ等の形式の一一を論評する必要はないが、我が國の現行制度は正に第二・第三の形式と第五の形式とを折衷結合したものであるといひうる。即ち、我が國の地方税體系を觀るに、國税の附加税(第二形式)と、地方特別税(第三形式)の二大支柱よりなるが、それに更に國庫より地方政府への補助金制度(第五形式)を加味してゐるのである。(其外若干、地方から中央に對して分擔金を出して居るもある)何故に地方政府に對して國庫の補助を必要とするかに

2) Seligman: Essays in Taxation p. 663—668

就ては、地方財源の貧弱なること、地方經費の中、國家的事務 (National Service) に屬する經費の大なるものあるに基くのである。即ち、我が國に於ける中央地方政府間に於ける收入と職分の配分を觀るに、有利なる財源は殆ど悉く中央に奪はれて、地方特別税として殘されたる財源は概して貧弱なるものであるのに、中央政府は教育警察等の如き國家的事務を地方に委任して、その經費を地方に負擔せしめたるによる。一言に之を要すれば、有利なる財源を國家に收め、國家的負擔を地方に轉嫁してゐるのである。これ全く中央集權主義が財政體系の上にはあらはれたる結果にすぎぬ。國庫補助金の益々必要となつて來たのは、かゝる中央集權的な財政制度の當然なる反動とみななければならぬ。されば、かくの如き財政體系の下に行はるゝ國庫補助金制度が、少くともその體系の根本を變革するに非る限り、之によりて中央と地方の財政收入に於ける配分を調節しうる程度にも、亦自ら限度のある事は自明の理といはねばなるまい。

中央財政と地方財政一般との收入の配分調節に關する國庫補助金制度の機能はかくの如しとして、然らば地方財政相互間の負擔關係に、國庫補助制度は如何なる影響を與へつゝあるであらうか、この點に就ては、以上の吾人の研究のみにては、道府縣・市・町村何れに對しても、現實の地方負擔に對して概ね國庫補助の割合に大なる偏差のないことは明であるが、併し、可なりの偏差は之を認めざるをえず、且つ若干のものに著しく多くの補助の與へられつゝあるは何を語るか、現實の負擔と地方の眞實の負擔能力との關係を明にせざる限り、地方財政相互の負擔關係に及ばず國庫補助金制度の機能に就ては何事をも結論しえないのである。東京府神奈川縣の如き震災地

へ多くの復興補助金の支出されてゐるをみ、沖縄島取縣の如き貧窮なる財源の縣に於て、補助金の比率の大なるをみれば、この國庫補助金制度が、地方財政相互間の共濟共助の一機能を發揮しつゝある事は否むをえない。併しかゝる機能は全地方財政の上にか様に行はれてゐるかは更に研究を要する所である。之を要するに、かくの如き財政體系の下に行はるゝ國庫補助制度は、地方財政に中央財政を隷屬せしめ、中央財政の地方財政に對する統制支配を有效ならしむるには、最もふさはしき制度であるといはねばならぬ。

□ 一般行政上に於ける國庫補助金制度の機能 既に述べたるが如く、我が國には一般行政費

の補助を目的とする所謂一般補助金存せず、特定の具體的な行政費に對してのみ補助を與ふる制度を採つてゐる。之は如何なる事を意味するか？ 數ある行政費目の中、特にあるものを選んで國家が之に補助を與ふる所以は、要するに今日の國家が當該行政に、特段なる重要さを認むるか又は認めざるをえざるに由るものと言はねばならぬ。何となれば、かく考ふるに非る限り、國家が特定經費を選択して之に補助を與ふる理論的根據を認識しえざるが故である。かくの如き見地に立ちて、今、試みに國庫補助金の與へられてゐる行政費目を觀るに、既に第五表に掲げたる如く、警察・教育・治水・港灣・勸業・上下水道・社會事業等の行政を、國家的見地から重要視し、又重要視せざるをわざる事を知るのである。併し又、翻つて、等しく國庫補助の與へられてゐる行政費目にありても、その補助額があるものに多く或るものに少いといふことは何を意味するのであらうか？ 言ふ迄もなく、之は今日の社會體制上、いかなる行政に——從つて又その經費に——より多くの重要さを認めねばならぬかといふ行政上の重要さの程度を反映してゐるものであると

考へねばならぬ。何となれば地方行政の諸経費が如何に嵩むとも、國家的統制意志よりみて、或は又、國家構成の必然性からみて、補助の要なしと認むるか、又はそれよりも、より更に大なる必要ある經費のある場合に、之に補助を與へ若くは之に他より、より大なる補助を與ふるが如き事は、理論上、實際上ありえないと信ずるが故である。かくの如き見地より先掲第五表を觀るときは、國家は今日、地方行政上、警察、教育等に最も重きを置き又は重きを置かざるをえざる事を示し、勸業殊に社會事業等に至つては、國家的に重きを置かぬか、重きを置く邊なき事を示してゐるのである。今日の如き階級社會に於て、警察、教育は如何なる機能を有し、勸業や社會事業の何たるかを知る時には、國庫補助制度の社會生活上に與へてゐる作用も亦明であらう。之を要するに、今日の國家は、國庫補助金制度によりて、警察、教育の如き行政を全國的に義務として課し、又、勸業・衛生・社會事業等の如き地方行政を、統制し或は助長するの機構となしてゐるのである。唯その機構たるや、現存する社會組織乃至經濟組織の保持發達のための作用をあらはしてゐるは言ふ迄もない。

ハ 經濟政策上より觀たる國庫補助金制度の機能 第四表第九によりて、國庫補助金を受けてゐる勸業費の各費目を觀るに、その多くは農業に關するものである。試みにその中、拾萬圓以上の補助費を數へんに、用排水幹線改良事業費補助・耕地整理及土地改良獎勵費補助・副業獎勵費・鶏卵増産獎勵費・自作農維持創設費補助・農業倉庫建設獎勵金・農業共同施設獎勵金・畜産共同施設獎勵金等であつて、他は殆どとるに足らぬものである。今それらに就て國家の農業に對する政策の基調を窺んに、それは、耕地整理土地改良の獎勵といひ、副業の獎勵といひ、自作農維持創設

或は農業上の共同施設といひ、行詰れる今日の農業經濟に對する彌縫策に過ぎぬといはねばならぬ。蓋し現時の如き發達せる資本主義の時代に於て、如何に耕地を整理し、土地を改良したりとて、工業による農業の搾取は到底免るゝ能はず、又如何に副業を奨励したりとて、その生産品が大資本を擁する企業の下に産まるゝ商品と拮抗しうべくもあらず、又、僅かなる自作農維持創設費を支出したりとて、農村に於ける土地配分を調節し、小作爭議をなくし、農村に於ける經濟社會問題を解決し難きは明であらう。之を要するに、地方政府に對する國庫補助金制度は勸業の方面に於ても、資本主義の一つ彌縫政策を示してゐるものに過ぎぬのである。之あるによりて農業の地位を工業と等しく有利なる地位に引上ぐるが如きことの不可能は言ふ迄もない。

### 第九、結 語

我が國の地方費國庫補助制度に就て述べべきことは、決して之を以て盡せりとせぬ。又説述したる範圍に於ても、問題を後日に遺せる所少しとせぬ。不完全乍ら大體を明にしたにすぎぬ。思ふに私經濟が次第に財政化されんとする傾向のある今日に於て、中央と地方の財政關係をいかに調節すべきかは、獨り財政上の問題のみならず、直接に國民の生活そのものゝ問題である。今日の我が國の地方費國庫制度は、中央と地方との聯結の上に、又統制の上、極めて微妙なる機能を營んでゐて、一概に之を廢止すべき根據となる事實も見出し難いが、又、その運用は必ずしも合理的であるとも言ふ能はざる如く、又、そが有すべき機能が一定の國家意志によりて當然に制限せられ歪められてゐる事も認めねばならぬ。之等を明にするには、更に地方費國庫補助制度の理論的基礎に關する考察をも必要とする。これは後日に譲ることとする。